

戸籍証明書等の請求書(広域交付用)

令和 年 月 日

多賀城市長 殿

※請求には本人確認資料が必要です。
その他の注意事項は裏面に記載されています。

請求者 (窓口に来た方)	住所					
	電話番号()					
	本籍					
	ふりがな					
	筆頭者の氏名					
対象者	請求者との関係					
	☐ 本人 ☐ 配偶者(夫又は妻)					
	☐ 直系血族(父母又は祖父母、子又は孫など)					
	本籍					
	ふりがな					
必要な証明書	種 別		金 額	申請数	発行数 ※職員記入欄	
					市内	市外
	1. 全部事項証明(戸籍謄本)		450円	通		
	2. 除籍全部事項(除籍謄本)		750円	通		
	3. 改正原戸籍謄本		750円	通		
必要な戸籍の 範囲	4. 戸籍電子証明書提供用識別符号		400円	通		
	5. 除籍電子証明書提供用識別符号		700円	通		
	「対象者」について、下記に該当する内容の戸籍が必要な場合は、 ☑印をつけてください。					
	☐ 出生から死亡までの全ての戸籍		各	通		
	☐ 死亡年月日が分かる戸籍		各	通		
☐ 婚姻・離婚の記載のある戸籍		各	通			
☐ その他 ()		各	通			

戸籍謄本等
同時請求
(符号無料)

☐☐

請求に当たっての注意事項

1. 請求者について

広域交付による戸籍証明書等の請求ができるのは、請求者本人に限られます。
窓口に来られた方が請求者本人ではない場合には、広域交付による戸籍証明書等の交付はできませんので、必ず請求者本人が窓口にお越しください。
(代理人の方は請求できません。)
請求者本人が窓口に来ることができない場合には、本籍地の市区町村に請求してください。

2. 本人確認資料について

請求者について、ご本人であることを確認できる書類の提示が必要です。
広域交付の請求の場合、写真付き公的身分証明書に限られます。

3. 必要な戸籍の範囲について

必要な戸籍の範囲について記載してください。
記載いただいた範囲の戸籍を市区町村において検索します。

4. 対象者

請求対象の戸籍等を特定するために使用しますので、対象者の戸籍について筆頭者の氏名及び本籍を記載してください。
記載いただいた内容によって戸籍が特定できない場合、証明書の交付ができない場合がありますので、ご注意ください。

5. 広域交付で交付できる戸籍証明書等の範囲について

広域交付により交付できる戸籍証明書等は、電算化された戸籍又は除籍に限られます。
請求対象の戸籍が、本籍地の市区町村において電算化されていない場合には広域交付により戸籍証明書等の交付はできませんので、本籍地の市区町村に請求してください。

6. 戸籍電子証明書提供用識別符号及び除籍電子証明書提供用識別符号について

行政機関が使用することで、戸籍電子証明書又は除籍電子証明書の取得が可能となる符号(16けたの数字)を発行します。
行政機関に戸籍証明書等を提出する必要がある場合に、行政機関に対し、符号を提示することで戸籍証明書等の提出が不要となる場合があります。
符号を提示することにより、戸籍証明書等の提出が不要となるかは手続きごとに異なりますので詳しくは手続き先にお問い合わせください。

7. 罰則

偽りその他不正な手段により、戸籍証明書等の交付を受けた者は、刑罰(30万円以下の罰金)が科されます。

8. その他

広域交付制度については、国のシステムを通じて戸籍謄本等を発行しますが、請求対象の市区町村に係るシステムの状況等により、請求のあった戸籍謄本等を発行できない場合は、現在と同様に、請求者から直接本籍地への請求が必要となります。

※ ご不明な点があれば、窓口でおたずねください。

職員記載欄

本人確認 ※公的機関が発行した顔写真付きのもの	確 認	発 行	交 付
1 運転免許証・運転経歴証明書			
2 パスポート			
3 マイナンバーカード			
4 住民基本台帳カード(写真あり)			
5 身体障害者手帳・療育手帳等			
6 その他()			